

日本共産党

日本共産党の志位和夫委員長が4月15日、発表した政策アピール「労働者派遣法の大改悪に反対する共同をよびかけます—『生涯ハケン』、『正社員ゼロ』社会への暴走を許さない」は次の通りです。

労働者派遣法の大改悪に 反対する共同をよびかけます

「生涯ハケン」「正社員ゼロ」社会への暴走を許さない

安倍内閣は、「常用雇用の代替にしてはならない」「臨時の一時的な業務に限定する」という派遣労働の大原則をとりはずし、正社員の派遣への置き換えを歯止めなくすすめ、いつまでも派遣で使い続けることができる、労働者派遣法の大改悪案を今国会に提出しました。

この派遣法大改悪案に対しがつて、「生涯ハケン」を押しつけるもの、「正社員ゼロ」社会にしていいのか、という批判と危惧が広がっています。日本共産党は、労働者派遣法の大改悪に断固反対するとともに、労働者と国民の連帯の力で、この悪法を廃案に追い込むことをよびかけます。

原則をとりはずすことはできませんでした。企業が雇用主としての責任を果たすためには、直接雇用が基本であり、間接雇用は例外的な場合だけというのが、戦後の労働法制の根幹であり、世界で確立している原則だからです。

この大原則があるために、現行法でも、企業が同じ業務で派遣を使えるのは原則1年間、最長でも3年間に制限されています。ところが改悪案では、企業は、派遣労働者を3年で「取り換える」だけで、いつまでも、同じ業務に派遣を使い続けられるようになります。期間制限を事実上なくし、派遣の恒常化と常用雇用の代替をおおっぶらに認めるものとなっているのです。

これまでも労働者派遣法は、何度も改悪され、低賃金で不安定な雇用で働く派遣労働者を増やし続けてきました。それでも「派遣労働の常用雇用代替の禁止」「派遣受け入れは一時的・臨時の業務に限定」という大原

「常用雇用代替禁止」「臨時の一時的業務に限定」の大原則を投げ捨て、いつでも、どこでも、いつまでも派遣を使い続ける

換えることができるようになるとともに、派遣労働者に「生涯ハケン」を押しつけようとしています。

これまでも労働者派遣法は、何度も改悪され、低賃金で不安定な雇用で働く派遣労働者を増やし続けてきました。それでも「派遣労働の常用雇用代替の禁止」「派遣受け入れは一時的・臨時の業務に限定」という大原

安倍政権は、歴代自民党政権も手をつけることができなかつた派遣労働の大原則を投げ捨て、いつそう大規模に、かつ公然と、正社員を派遣労働に置き

て、この派遣法大改悪案に対しがつて、「生涯ハケン」を押しつけるもの、「正社員ゼロ」社会にしていいのか、という批判と危惧が広がっています。日本共産党は、労働者派遣法の大改悪に断固反対するとともに、労働者と国民の連帯の力で、この悪法を廃案に追い込むことをよびかけます。

原則をとりはずすことはできませんでした。企業が雇用主としての責任を果たすためには、直接雇用が基本であり、間接雇用は例外的な場合だけというのが、戦後の労働法制の根幹であり、世界で確立している原則だからです。

この大原則があるために、現行法でも、企業が同じ業務で派遣を使えるのは原則1年間、最長でも3年間に制限されています。ところが改悪案では、企業は、派遣労働者を3年で「取り換える」だけで、いつまでも、同じ業務に派遣を使い続けられるようになります。期間制限を事実上なくし、派遣の恒常化と常用雇用の代替をおおっぶらに認めるものとなっているのです。

これまでも労働者派遣法は、何度も改悪され、低賃金で不安定な雇用で働く派遣労働者を増やし続けてきました。それでも「派遣労働の常用雇用代替の禁止」「派遣受け入れは一時的・臨時の業務に限定」という大原

「派遣だから」という不当な差別や格差には手をつけない

政府は、「派遣労働者の均衡待遇の確保」を「法改正」の口実にしていますが、法案に「追加

されたのは、「均衡を考慮した待遇の確保の際に配慮した内容」を「派遣労働者に説明する」程度です。差別をなくすと、規定である「均等待遇」を明記せずに、実効性がない「均衡の配慮」でごまかしているのです。賃金や有給休暇等の労働条件についての「均等待遇」をはつきりうたっているILO（国際労働機関）の「民間職業仲介事業所条約」（181号）や、EU「派遣労働指令」と比べても、日本政府の姿勢は、派遣労働者への不当な差別と格差を容認していると言わなければなりません。

正社員にも大打撃……派遣への置き換えと賃下げ・長時間労働を加速させる

今回の派遣法大改悪は、派遣

れば派遣先企業の直接雇用にする」という、わずかにあった「正社員への道」も閉ざされ、3

年たてば、別の派遣先を「紹介」されることになります。そうした場合でも、同じ事業所の「別部署」（例えば、営業1課から営業2課）に配置をかえさえすれば、派遣の今まで使い続けることができます。派遣会社と「期間の定めのない」雇用契約を結んだ派遣労働者は、派遣のままでずっと働かせることができます。

これまでも労働者派遣法は、何度も改悪され、低賃金で不安定な雇用で働く派遣労働者を増やし続けてきました。それでも「派遣労働の常用雇用代替の禁止」「派遣受け入れは一時的・臨時の業務に限定」という大原



雇用のヨーコ©カクサン部!

原則がなくなれば、正社員、直接雇用から、派遣への置き換

雇用破壊への暴走の突破口

社員の解雇や派遣への「変更」、直接雇用の契約社員、パート労働者が、契約更新時に派遣への転換を迫られることになります。

安倍政権は、労働者派遣法に統いて、労働契約法、労働基準法など、わが国の労働法制の根幹になつてゐる一連の労働法を軒並み大改悪しようとしています。

正社員の賃下げや長時間労働など労働条件悪化をもたらします。日本の労働者の賃金は、1997年をピークに減り続け、平均で年収が70万円も減りましたが、この同時期に、派遣法など労働法制の規制緩和が繰り返されました。低賃金

労働契約法では、有期雇用で働く労働者が6ヶ月や1年の雇用契約を繰り返して5年を経過すれば「期間の定めのない雇用」（正社員）とする規定を10年に延長しようとしています。地域や職務を限定した雇用契約＝限定正社員制度をつくり、工場や支店を閉鎖

したり、職務をなくせば解^スできるなど、不安定で低賃の非正規雇用と変わらない「ばかり正社員」制度も検討さて^スいます。

題にかかげ、「生産的でより質の高い雇用を創出することは強固で持続可能な均衡ある成長、貧困削減および社会的个体性の向上をめざす各国の政策の核である」とのべ、「非正規雇用を減少させるため」の効果的な対策をよびかけています。安倍政権のように、「企業がいちばん活躍できる国」などと言つて、労働法制を規制緩和し、働く人間の「使い捨てを野放しにするのは、安定した雇用で経済の持続的な成長をめざす世界の流れにも逆行しています。

労働者と国民の連帯の力で
派遣法改悪をやめさせよう

労働者派遣法の大改悪は

会のあり方にかかわる重大な問題です。

河流域労働者だけの問題ではなく、労働法制をどうするかは、労働組合だけの問題でもありません。若者が希望を持ってない社会、結婚もできない劣悪な労働条件の広がりに、多くの国民が心を痛めています。非正規雇用は中高年にどうするかは、日本経済と社会を広げています。労働法制を

会のあり方にかかわる重大な問題です。

派遣法の大改悪に対して、労働運動のナショナルセンターの違いを乗りこえた共同での力での反撃がはじまっています。大きな国民的な共同で、安倍政権の「生涯ハケン」「正社員ゼロ」社会への暴走を押しとどめようではありませんか。日本共産党は、その先頭にたつて奮闘します。

したことが、労働者全体の賃金を引き下げるとともに、「正社員だから仕方がない」と異常な長時間労働などの労働条件の悪化をもたらしました。

若者の就職難と就職活動も激化しました。非正規雇用の増大によつて「正社員で募集すればいくらでも人は集まる」という異常な労働市場が形成され、若者を過酷な労働に駆り立て、「使い捨て」るブラック企業が横行するという事態になつて、います。

働く人間を大切に —経済と産業の 発展のために

る労働法制に ともな

を提案し、その実現を訴えます。

——労働者派遣法を派遣労働者保護法に抜本改正し、派遣労働の受け入れを臨時的一時的業務に厳しく限定し、派遣から正社員への道を開くなど、派遣労働者の生活と権利を守り、正社員化をすすめる不当な差別や格差をなくす均等待遇をはかる。登録型派遣製造業派遣を禁止する。

——プラック企業規制法を制定する。労働時間の正確を

労働者派遣法の大改悪は派遣労働者だけの問題ではありません。労働法制をどうするかは、労働組合だけの問題でもありません。若者が希望を持ってない社会、結婚もできない劣悪な労働条件の広がりに、多くの国民が心を痛めています。非正規雇用は中高年にどうするかは、日本経済と社

会のあり方にかかわる重大な問題です。

派遣法の大改悪に対し、労働運動のナショナルセンターの違いを乗りこえた共同の力での反撃がはじまっています。大きな国民的な共同で、安倍政権の「生涯ハケン」「正社員ゼロ」社会への暴走を押しとどめようではありませんか。

日本共産党は、その先頭にたつて奮闘します。

労働者派遣法の大改悪は、派遣労働者はもとより、契約社員やパート、そして正社員を含めて、すべての働く人たちの労働条件を悪化させ、働く人間の「使い捨て」をより大規模に引き起こすことになります。

暮らしにくくすることが、日本経済と社会が成長する道なのでしょうか。国民の暮らしを圧迫すれば市場の消費も靈要も落ち込み、経済も立ち行かなくなってしまいます。働く人間を「使い捨て」にする社会

制の強化です。人間らしい労働（ディーラント・ワーク）の実現は、世界の流れです。昨年9月のG8サミット（サンクトペテルブルク・サミット）の宣言でも、「働くの高い雇用を通じた成長」を提

記帳を義務づけ、違法なサードパーティ残業には残業代を2倍にするなど長時間労働を是正する、離職者数の公表など労働条件や職場環境の情報を求職者や就活生に提供する、パワーハラスメントをやめさせるなど

ブック企業
連続追及

5月か
日

版刊月3月

完事務所
13円
97円

〒151-8586
東京都渋谷区千駄ヶ谷
4-26-7
TEL 03-3403-6111